

神戸学院大学特任講師任用規程運用細則（抜粋）

（任用方式）

第3条 特任講師は、規程第5条により、所定の契約書を用いて、契約により任用するものとする。

（任務）

第5条 特任講師は、全学教育推進機構長、共通教育センター所長、教職教育センター所長、キャリア教育センター所長又は男女共同参画推進室長(以下「所属長」という。)の指示を受け、主として次に定める任務に当たるものとする。

- (1) 授業の担当(研究を含む)
- (2) 学生に対する正課教育及び正課外教育
- (3) 所属長が必要とする場合は、FD委員会、センター委員会、共通教育等運営委員会、教職課程小委員会又は男女共同参画運営委員会への出席
- (4) 担当科目の定期試験監督及びオフィスアワーの実施
ー略ー
- (9) 男女共同参画推進に関する業務
ー略ー
- (11) その他所属長が命ずる業務

（兼職禁止）

第6条 特任講師は、他の学校又は職場に勤務することはできない。

2 前項にかかわらず、任命権者が特任講師の本務遂行に支障がないと認めるときは、他の職を兼ねることができる。

（勤務時間）

第8条 特任講師の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月～金曜日	9時00分	18時00分	12時45分～13時45分

- 2 前項の始業時刻、終業時刻及び休憩時間を、繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 3 業務の性質上その遂行方法を大幅に当該業務に従事する教育職員の裁量に委ねる必要のある者については、専門業務型裁量労働制を適用することがある。
- 4 前項の専門業務型裁量労働制は厚生労働省令に定められた教育職員として勤務する者

について労働基準法の定めにより労使協定を締結したうえで、専門業務型裁量労働制に同意する教育職員を対象とする。

- 5 前項で適用する教育職員(以下「裁量労働適用者」という。)が所定労働日に勤務した場合には、第1項に規定する勤務時間にかかわらず、労使協定で定める時間を労働したものとみなす。
- 6 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- 7 裁量労働適用者の休憩時間は、裁量労働適用者の裁量により設定できるものとする。
- 8 裁量労働適用者が、休日又は深夜に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならないものとする。

(休日)

第9条 特任講師の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日(法定休日とする。)
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 夏季休暇3日(毎年6月末日までに時季を特定して特任講師に通知する。)
 - (4) 年末年始休暇(12月29日～1月4日)
 - (5) 創立記念日(1月23日)
 - (6) 土曜日
- 2 業務の都合でやむを得ない場合は、前項に定める休日に勤務を命ずるときがある。
 - 3 前項の定めにより休日に勤務した場合は、代休又は振替休日を与えることとする。ただし、代休日及び振替休日は無給とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第10条 特任講師は、授業開始時刻又は始業時刻までに出勤し、出勤及び退勤の際には始業時刻及び終業時刻を所定の方法により適正に記録するものとする。

(給与等)

第25条 特任講師に対する給与等は別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 給与は、契約した毎週の責任授業担当持ちコマ数に応じた金額(年俸制)とする。
- 3 給与は、全額通貨で直接特任講師にその内訳を示してこれを支払う。ただし、労使協定の定めにより控除が認められたもの及び法令に規定されたものは控除する。
- 4 本人の同意を得た場合、本人が指定する銀行又はその他金融機関の本人名義の預金口座

への振り込みにより支払うことができる。

- 5 給与は、別表2のとおりとし、その月の25日に支給する。ただし、支給日が、日曜日、祝日及び休日に当たる場合は、1日ずつ繰り上げて支給する。

(退職手当)

第26条 退職手当は支給しないものとする。

(退職)

第35条 一略一

- 3 規程第2条にかかわらず、特任講師の契約期間は満70歳の年度末を超えることはできない。

別表1

名称	区分	職名	毎週の責任授業担当持ちコマ数 (通年換算)		備考
			8コマ	6コマ	
特任講師 (5年契約)		講師	600万円	480万円	1期目
			618万円	494万円	再任用時

別表2

区分	支給額	備考
本俸(年俸制)	契約金額の12分の1を毎月25日に支給する	12分の1の金額に100円未満の端数を生じた場合は、これを100円単位に切り上げるものとする
扶養手当 住宅手当 通勤手当 時間外勤務手当	神戸学院大学職員給与規程による	
入試手当	専任教育職員に準じた金額を支給する ただし、入試問題教科責任者手当又は入試問題教科副責任者手当に限る	第5条第1項第6号の任務のうち、入試問題教科責任者又は入試問題教科副責任者としての任務にあたった場合に支給する